

## I. 調査の概要

### 1. 調査の目的

この調査は、全国の母子世帯、父子世帯及び養育者世帯の生活の実態を把握し、これらひとり親世帯等に対する福祉対策の充実を図るための基礎資料を得ることを目的とした。

### 2. 調査の対象及び客体

全国の母子世帯、父子世帯及び養育者世帯を対象として、平成 27 年国勢調査により設定された調査区から無作為に約 9,100 調査地区を抽出し、当該調査地区内の父子世帯、養育者世帯の全てを客体とするとともに、上記 9,100 調査地区のうちの 3,500 調査地区内の母子世帯の全てを客体とした。

|       | 調査客体数 | 集計客体数 |
|-------|-------|-------|
| 母子世帯  | 4,105 | 2,653 |
| 父子世帯  | 1,329 | 866   |
| 養育者世帯 | 123   | 93    |

#### ・母子世帯等の定義

母子世帯……父のいない児童（満 20 歳未満の子どもであって、未婚のもの）がその母によって養育されている世帯。

父子世帯……母のいない児童がその父によって養育されている世帯。

養育者世帯……父母ともにいない児童が養育者（祖父母等）に養育されている世帯。

### 3. 調査の実施主体

調査の実施主体は、厚生労働省子ども家庭局とし、各都道府県、指定都市及び中核市に委託して実施した。

### 4. 調査の方法

都道府県知事（指定都市市長、中核市長）が任命した調査員が、福祉事務所の指導監督の下に調査地区内の対象世帯を訪問して、調査票を手渡し又はポスト投かんし、郵送により調査票の回収を行った。

### 5. 調査の集計

調査結果に掲載の数値は、令和 3 年 11 月 1 日現在の数値であり、調査の集計は、厚生労働省子ども家庭局において行った。

### 6. 表中の表記について

- ・（ ）は、百分率を表し、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。
- ・今回調査から新たに設けた項目には、それ以前の調査の欄を＊印とした。
- ・令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要である。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意すること。